

令和 5 年

第 4 回東栄町議会定例会 会議録

(第 1 日)

令和 5 年 1 2 月 5 日 (火)

令和5年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年12月5日（火） 開議 午前10時00分
散会 午前11時35分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田 浩 二</u>	<u>2番 佐々木 一也</u>
<u>3番 浅尾 もと子</u>	<u>4番 櫻井 孝 憲</u>
<u>5番 伊藤 真千子</u>	<u>6番 西谷 賢 治</u>
<u>7番 村本 敏 美</u>	<u>8番 加藤 彰 男</u>

不応招議員 な し

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田 浩 二</u>	<u>2番 佐々木 一也</u>
<u>3番 浅尾 もと子</u>	<u>4番 櫻井 孝 憲</u>
<u>5番 伊藤 真千子</u>	<u>7番 村本 敏 美</u>
<u>8番 加藤 彰 男</u>	

欠席議員 6番 西谷 賢 治

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	村 上 孝 治	副町長	伊 藤 克 明
教育長	佐々木 尚也		
総務課長	伊 藤 太	会計管理者兼税務課長	藤 田 智 也
住民課長	伊 藤 仁 寿	福祉課長	亀 山 和 正
経済課長	佐々木 豊	建設課長	原 田 経 美
教育課長	青 山 章	診療所事務長	高 尾 公 彦

公務による欠席者 な し

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 谷 川 伸

令和5年第4回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 町長提出議案大綱説明

日程第 6 議案第59号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 7 議案第60号 東三河広域連合規約の変更について

日程第 8 議案第61号 令和5年度東栄町一般会計補正予算（第8号）について

日程第 9 議案第62号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第10 議案第63号 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第12 報告第12号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから、令和5年第4回東栄町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は7名です。なお西谷議員から東栄町議会会議規則第2条による欠席の届けがありましたので、これを受理しております。欠席の理由は、病気療養です。定足数に達しています。直ちに本日の会議を開きます。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤真千子君）

改めまして皆さんおはようございます。令和5年第4回議会定例会本会議、本日の議会運営について11月27日に議会運営委員会を開催し、その結果を報告させていただきます。日程第1 会議録署名議員の指名。日程第2 会期の決定は従来どおりです。日程第3 諸般の報告は、議長より報告があります。日程第4 行政報告。日程第5 町長提出議案大綱説明は、町長より報告と説明があります。議案審議につきましては、配付いたしました議案審議一覧表のとおりで、初めに議案第60号と諮問第1号を本日採決とします。次に議案第59号と議案第61号から議案第63号の4件は1件ごと上程し委員会付託します。最後の報告第12号は1件の報告となります。以上、付議事件は議案5件、諮問1件、報告1件でございます。また会議規則第49条に基づき発言の際には、議長の許可を得た後に発言を行っていただくことと、マイクに向かって分かりやすく発言することに、いま一度心がけていただきますようお願いして報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第123条の規定により、3番浅尾もと子議員、7番村本敏美議員の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日12月5日から12月14日までの10日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、会期はそうように決定いたしました。

----- 諸般の報告 -----

議長（加藤彰男君）

日程第3「諸般の報告」を行います。

令和5年第3回定例会以降の行事等は、配付しております一覧表をお目通しください。

次に地方自治法第235条の2の規定により例月出納検査の結果について、令和5年度8月実施分、9月実施分、10月実施分、11月実施分の報告が出ており、いずれも適正であるとの検査結果です。詳細につきましては、事務局で保管しておりますので、必要の方は閲覧をお願いいたします。陳情書等の関係は、配付してあります陳情請願等一覧表のとおりです。以上で諸般の報告を終わります。

----- 行政報告・町長提出議案大綱説明 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4「行政報告」及び日程第5「町長提出議案大綱説明」を行います。町長から行政報告と本定例会に上程されております議案の大綱説明を求めます。

町長。

町長（村上孝治君）

改めましておはようございます。本日は、令和5年第4回東栄町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には公私にわたり大変お忙しい中、御参集を賜り厚くお礼を申し上げます。さて先月までは、まだ日中は温かい日が多く、昼夜の寒暖の差が激しく体調を崩される方も身受けられました。こうした中、師走に入り日を追うごとに朝夕は寒気も深まり、冬の到来を感じるようになってまいりました。早いもので令和5年も余すところ、ひと月弱となりました。新型コロナウイルス感染症につきましては5類になりましたが、その影響は長期化しており、また円安及び原油価格物価高騰の影響によりまして、地方財政は例年にも増して厳しい状況にございますが、本年度の各施策や事業等は皆様方の御理解と御協力のもと順調に進めさせていただいております。引き続き、本年度の残された行政課題の解決に努めてまいりますので、一層の御高配を賜りますようお願いを申し上げます。

す。コロナ禍の状況は落ちついてきたところではございますが、ここに来てインフルエンザが流行しており御承知のとおり保育園、小中学校で感染者が発生をしております。特に感染者の広がりが多い小学校につきましては、11月30日と12月1日の2日間を学校閉鎖としたところでございます。保育園については、12月2日のお遊戯会の開催を1月に延期することになったところでございます。そういった状況の中、東栄診療所では、この影響で発熱外来の受診者が増えてきている状況にございます。風邪の症状、いわゆる発熱等のある方は、連絡の上で受診をお願いしたいというふうに思っております。またコロナワクチン接種につきましては、現在オミクロン株に対応したワクチンの接種を実施しております。またインフルエンザの予防接種も実施しておる状況でございます。感染症予防にはワクチン接種のほか、うがいや手洗い、マスクの着用、咳エチケットなどの感染対策を徹底することが大切であることから今後も感染対策について広報などにより周知を続けてまいりたいと思いますので、御協力のほどお願いをいたします。それでは提案理由の説明に先立ちまして行政報告をさせていただきます。9月定例会以降の主な取り組み等を報告させていただきます。例年11月は上京しての活動が私の活動として多いわけでございますが、今年は11月8日から21日まで東京におきまして、各種大会や総会に出席をさせていただいております。特に道では安全安心の道づくり、災害復旧、治水砂防 簡易水道、それから過疎、山村振興など大会において全国町村長共々、首長共々、採決された要望事項などを国会議員や各省庁に対して要望活動を行ってまいりました。また11月22日には、愛知県町村会と町村議会議長会と共に愛知県庁の各部局へ要望活動を行っております。県議会も同様に要望活動を行っているところでございます。これにつきましては、県内16町村の抱える諸問題について、各項目の要望事項を陳情する例年の活動であります。次に町内の各種団体の打合せ等につきましては10月30日に森林組合さん、それから31日は商工会、振草川漁業組合につきましては11月2日と各組合長始め役員の方たちとの情報交換をさせていただき、それぞれ要望等をいただいております。シルバー人材センター等は11月29日に理事長始め役員がお見えになって、来年度要望を中心に意見交換をさせていただいております。特にシルバーにおきましては、会員確保の問題が課題であるということでございました。町の社会福祉協議会につきましては、理事会を9月22日に行われまして理事として出席させていただきました。特に内容は補正予算、日常生活用具の貸し出し事業だったり、来年度令和6年度の事業計画などの協議をしたところでございます。10月2日には、会長始め来年度の事業及び組織体制などについての意見交換もしております。特に人材育成と人材確保は重要課題でございますが、特にケアマネの不足の状況、早急に対応が必要であるということではありますが、人材を今募集しておりますが、なかなか人材が見つからないというような状況でございます。それから役場の職員採用でございますが、令和6年4月採用の一般職員採用試験につきましては、一次募集の試験は終了しております。内定者に通知したところでございますが、予定数に満たないというような状況でございます。再度2次募集を行い、採用試験を実施する予定でございますが、現在町ホームページ等によりまして募集要項掲載中であります。次にふるさと寄附金でございますが、前年同様非常に厳しい状況でございます。本年度は増額を見込めないところであります。

すが、来年度に向けまして既存返礼品の見直し、それから新規返礼品の開発などに全職員でアイデア等を出し合い、返礼品の充実を図っていききたいというふうに考えています。現在アイデア募集を行っておるところでございますが、議員を始め皆様にも、ぜひ良い提案があれば御協力をお願いしたいと思っております。次にプレミアム商品券についてですが、紙商品券とデジタル商品券の販売を行っておりますが、御承知のとおり紙商品券 4,000 冊は販売金額 2,000 万、これは完売をしておるところでございます。一方デジタル商品券を販売中ではありますが、11 月 14 日現在で 914 万 8 千円の販売となっております、販売予定数の 45.7%の販売にとどまっております。販売期限は令和 6 年 2 月の 15 日となっております。今年は 100 歳の長寿祝いにつきましては 5 名でございましたが、9 月 21 日に 2 名の方の自宅とやまゆり荘入居者の 2 名の方を訪問させていただき、それぞれ賞状、記念品をお渡ししてお祝いをさせていただいたところでございます。地区の敬老会につきましては、コロナ禍の影響もありまして、各地区での判断により開催の可否を決めていただきました。開催されたのは三輪地区と振草地区、東菌目地区の 5 地区での開催をしたという結果でございます。次に子ども子育て会議であります、10 月 24 日に開催をしまして、保育園の入園希望調査の結果や課題について、それから子育て支援センター及び放課後児童クラブの利用実績、病児保育・一時預かり事業の実績などについて報告をさせていただいたところでございます。また来年度から町内に開業を予定しております認可外保育施設の制度について委員の皆様にご説明をさせていただいておるところでございます。そして来年度は、第 3 期子ども子育て支援事業計画の策定を控えております。子供の数は残念ながら減少傾向ではございますが、お子さんを育てる家庭の声を受け止めながら行政の役割をしっかりと果たしてまいりたいと思っております。次に配食サービスについてであります、先の議会全員協議会で報告をさせていただきました。12 月 1 日から委託事業者が愛知東農業協同組合となり、当日は海野組合長始め関係職員に現場を視察していただきまして、スタートしたところでございます。今後も高齢者の皆さんに美味しい弁当をお届けできるように農協としっかり連携をして事業展開をしてまいりますので、よろしく願いをいたします。次に愛知県主催の第 1 回伐木協議会 2023 ですが、東栄ドームで 10 月 18 日に開催をされました。各地域の森林組合など林業の現場で働く 15 名の競技者、東栄町からは 3 名が出ておりますが、チェーンソー操作技術の正確性や安全性を競い合いました。県の森林環境譲与税を活用した人材の確保育成に関する取り組みの一つであります。来年度も開催予定とお伺いをしておるところでございます。次に観光まちづくり協会ですが、本年度から御承知のように一般社団法人化されまして、初めての総会が 10 月の 16 日に開催をされました。私も出席させていただきましたが、東栄町商工会長様、県の新城設楽振興事務所の課長さん、奥三河観光協議会の事務局長の皆様にも御出席をいただきました。協会につきましては、新しい役員体制となり、新たな取り組みをしっかりと進めていけるよう私ども行政としても協会と連携をとりながら町の観光振興に努めてまいります。協会も新しい体制となりましたので、現在も会員の募集を随時行っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。次に東栄フェスティバルですが、コロナ禍の影響で、以前はやむなく中止の時期もございましたが、本年は昨年に引き続き 11 月 3 日に開催することができ、

大変多くの皆様に御来場いただき盛大に開催することができました。特に実際にお湯を使った「ゆばやし」を4年ぶりに実現できたということで、本当にうれしく思っております。御出演をいただきました中在家、中設楽花祭保存会の皆さん、関係者の皆様方に心より厚くお礼を申し上げます。そして、何よりも各地区の花祭を毎週末に開催され、賑わいを見せているようであります。まだ1月上旬まで続きますが、インフルエンザの状況もありますので、しっかり対応をして行っていきたいと思っております。次にとうえい温泉ですが、コロナ禍の影響はまだ完全に回復をしている状況ではございませんが、昨年と比べて客足が戻りつつあるというふう聞いております。また400万人達成イベントを開催したところでございます。ただ現在も、御承知のとおり物価高、燃料高騰などの要因もあります。年末にかけて、まだまだ厳しい状況は想定しなければならないというふうに思っておりますが、年末年始も休まず営業する予定だというふうにお伺いしております。次に北設情報であります。北設3町村の広報で既にお知らせをしておりますインターネット通信速度の改善に対応する新しいプランの申込状況であります。インターネット契約数が1,681件のうち、この新しいサービスへの申込者は11月13日現在で259件、15.4%の加入となっております。現在は執行期間であるため料金が発生しておりませんが、1月からは新料金の徴収が始まりますので、よろしくお願いをいたします。そして学校のインターネット環境についてであります。ギガスクール構想の使用に対応した環境をしっかりと確保してまいりたいというふうに考えております。次にごみ処理の広域化についてであります。新城市と組合構成町村、広域事務組合で広域化に伴う施設整備の基本構想策定に関する基本合意書を取り交わしております。今年度、新城市において、新城北設ごみ処理施設設備基本構想策定業務委託契約が締結をされまして、令和6年度末までにごみ処理を広域化に進める上で基本方針や処理体制、また新たな焼却施設の設置場所や規模等について検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。次に主要道路についてであります。国道473号の月バイパスは既に地元説明会は開催をしたところでございます。年明けにはトンネルの掘削がいよいよ始まります。それに伴いまして、掘削土を三輪奈根地区に運搬することになりますので、通行に御迷惑をおかけしますが、何卒御協力のほどよろしくお願いをいたします。次に臨時議会で予算お認めいただきました災害復旧工事につきましては、早期に発注できるよう準備を進めておるところでございます。また三輪下奈根地区の災害による河川復旧工事も、まもなく着手する予定でありますので、御承知のほどよろしくお願いをいたします。次に教育関係であります。10月3日に総合教育会議を開催しております。本日も報告をさせていただきます令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、それから学校運営協議会等の設置について、教育業務の支援員等の配置について、令和5年度の教育関係主要事業の進捗状況など報告をさせていただきます御協議をいただいたところでございます。コミュニティ・スクールにつきましては、現在検討委員会で協議を重ねていただいているところでございますが、先進地の視察や9月30日にはシンポジウムを開催しておるところでございます。引き続き、検討委員会等で最終報告案をまとめた上で新年度から学校運営協議会、地域学校協働本部を設置して運営を開始していく予定となっております。今年度の文化祭の関連事業につきましては10月28日から

11月5日までの期間で計画をしていました作品展示、中学校合唱、文化講演会、芸能まつりなど多くの皆様に御参加をいただき、滞りなく開催ができたところでございます。スポーツ関係におきましては、以前も報告させていただいたとおりグランパスのサッカー教室は9月10日に開催をさせていただいております。ドラゴンズ野球教室につきましては12月17日に中学校グラウンドで、プロ野球選手2名をお招きして開催する予定となっております。そして12月2日には愛知県市町村対抗駅伝が開催をされました。皆様方にも会場の応援、そしてテレビ中継での観戦応援など本当にありがとうございました。大会前の11月28日に選手を始め関係者にお集まりをいただきまして、結団式を行いました。インフルエンザに感染された方もおり心配をしたところでございますが、大会当日は全力で選手の皆さんが無事タスキをつなぎ、完走ができたところでございます。選手始め関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。コロナ禍の中でございましたけども、小学校6年生の修学旅行は無事10月の11日から2泊3日で、奈良京都方面の旅ができたようであります。また小学校5年生は10月の19日から1泊2日で御園地区においての木育教室を行い貴重な体験を行っていただきました。中学校では、3年生が今年度カナダへの海外研修はできませんでしたが、御承知のように5月に関西方面で、留学生と交流プログラムを通じて国内の語学研修を行っております。またカナダRCA校リージェント・クリスチャン・アカデミーとのオンライン交流は11月28日から30日に行っております。来年度のカナダへの海外研修につきましては、現時点においては実施の方向で準備を進めておるところでございます。中学2年生の国内研修も11月の8日から10日まで東京方面で実施をしております。次に愛知県政150周年のレガシーとして、今年から11月27日を愛知県民の日として、公立学校においては県民の日・学校ホリデーが設けられ、東栄町においては24日を小中学校の休校日として実施をさせていただいたところでございます。そして、御案内でございますが来年1月7日に20歳を祝う会を開催する予定でございますので、よろしく御出席のほどお願いをいたします。最後に消防関係であります。11月29日に消防団長との意見交換をさせていただいたところでございます。特に消防につきましては、団員確保の問題、これにつきましては退団年齢、それから定年延長、それから女性消防団の受入れ等々現在まで検討していただいている内容を中心に意見交換をしたところでございます。また来年度の組織体制、事業要望等についても消防団からの御要望をいただいたところであります。大変長くなりましたが、以上で行政報告を終わらせていただきます。

それでは引き続き、本日提案をいたします議案等の提案理由について、概略を説明させていただきますと思います。今議会には議案5件、諮問1件、報告1件を上程いたしておりますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。簡略に説明をさせていただきます。議案第59号「東栄町国民健康保険条例一部改正について」であります。健康保険法の一部改正に伴いまして、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割、保険料、及び被保険者均等割保険料の軽減措置に伴い基準を見直すものであります。議案第60号「東三河広域連合規約の変更について」であります。介護療養型医療施設が令和6年3月31日をもって廃止されることに伴いまして、広域連合の処理する事務の規定の一部を削除するものであります。議案第61号「令和5年東栄町一般会計補正予算第8号」でありま

す。総額 2,391 万 3 千円の増額補正であります。増額の主なものは、住基システム等改修委託料、障害者相談支援事業及び障害基幹相談センター業務委託、障害自立支援給付支払システム改修委託料、障害者自立支援給付費、地域生活支援事業補助金返還金、布川老人憩の家改修補助金、母子医療費、食生活支援センターに係る運営費、子ども子育て支援交付金返還金、保育園修繕料、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料及び過年度分補助金返還金、簡易水道事業特別会計繰出金、千代姫荘運営費、有害鳥獣駆除委託料、観光施設及び温泉施設修繕料、小学校のタブレットの端末附属品、小中学校の児童生徒運送運転業務委託料、中学校の修繕料、中学校の二酸化炭素モニター等購入、起債の償還金にかかる利子であります。これらに充てる歳入につきましては、固定資産税、地方交付税、使用料、国県の負担金及び補助金、森づくり基金繰入金及び繰越金を見込むとともに、法人町民税、森林環境譲与税を減額しております。次に議案第 62 号「令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号」は、333 万 8 千円の増額補正であります。主な内容につきましては、一般被保険者療養給付費、療養費及び高額療養費について増額をするものであります。議案第 63 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号」は、166 万円の増額補正であります。主な内容は、橋梁に添架された水道管修繕及び漏水等緊急修繕費用の増額であります。諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。令和 6 年 3 月 31 日をもって委員 4 名が任期満了となるため、委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。報告第 12 号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により報告するものであります。以上でございます。詳細につきましては副町長始め担当課長から説明をいたしますので、どうぞよろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

----- 議案第 59 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 6、議案第 59 号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

議案第 59 号、東栄町国民健康保険条例の一部改正について。提案理由は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い令和 6 年 1 月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料の軽減措置に伴い基準を見直し、併せて所要の規定の整備を行う必要があるから、議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明します。新旧対照表の 17 分の 2 ページを御覧ください。第 7 条の 3 の改正は、新たに追加される出産被保険者の保険料の減額について新設される第 17 条の 4 を追加し、第 2 号 エにおいて、関係法令の追加を行うものです。17 分の 3 ページを御覧ください。第 9 条の改正は、所得割額の算定について、上場株式等に係る配当所得等の

金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額について、関係法令の適用分について追加するものです。17 分の 5 ページを御覧ください。第 11 条の 6 の 2 及び次ページの第 11 条の 7 の改正ですが、新たに追加される出産被保険者の保険料の減額について、新設される第 17 条の 4 を追加するものです。17 分の 7 ページを御覧ください。第 14 条の改正は、賦課期日後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があった場合について、第 17 条の 3 及び第 17 条の 4 の規定を受けた基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額について追加し、1 世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となった日、若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の場合対応する月割賦課の基準日の規定を追加するものです。17 分の 9 ページを御覧ください。第 17 条の改正は、低所得者の保険料の減額について、上場株式等に係る配当所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額について、関係法令の適用分について追加するものです。17 分の 13 ページを御覧ください。第 17 条の 4 は、新たに追加するもので、令和 6 年 1 月以後に免除対象月がある出産被保険者の保険料のうち所得割保険料、出産被保険者の基礎賦課額の所得割保険料率を乗じて得た額の 12 分の 1 の額に、産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額及び均等割保険料、基礎賦課額の均等割保険料率を乗じて得た額の 12 分の 1 の額に、産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額の合算額を減額して得た額を保険料から減額する規定を追加するものです。17 分の 16 ページを御覧ください。第 23 条の 4 は、新たに追加するもので出産被保険者に関する届出に関して必要な事項、世帯主の氏名、住所、出産被保険者の氏名などを記載した書類の提出及び届に関する添付書類、出産の予定日を明らかにすることができる書類などに係る規定を追加するものです。議案の 5 分の 5 ページにお戻りください。附則、施行期日 第 1 条 この条例は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。経過措置 第 2 条 この条例による改正後の第 17 条の 4 の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険の保険料のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和 5 年度分の当該保険料のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。以上で東栄町国民健康保険条例の一部改正について説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 59 号は常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 60 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 7、議案第 60 号「東三河広域連合規約の変更について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 60 号 東三河広域連合規約の変更について。1 枚はねていただいて、提案理由は、介護療養型医療施設が令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止されることに伴い、東三河広域連合規約を変更するため、議会の議決が必要であるからです。それでは新旧対照表の方で改正内容を説明いたします。今回の改正は、第 4 条の広域連合が処理する事務のうち第 1 号に規定されておりました介護療養型医療施設が廃止されることに伴う所要の改正となります。1 枚戻っていただいて、附則、施行期日 第 1 項 この規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。経過措置 第 2 項 改正前の東三河広域連合規約第 4 条第 1 号に規定する健康保険法等の一部を改正する法律、平成 18 年法律第 83 号 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定により、なおその効力を有するものとされていた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法 平成 9 年法律第 123 号 に規定する介護保険に関する事務については、改正後の東三河広域連合規約第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

東三河広域連合規約の変更について伺います。御説明のとおり、この議案は介護療養型医療施設が令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止されることに伴っての規約の変更のため必要だという御説明でありました。今回、介護療養型医療施設が来年 3 月末で廃止されるということでもありますけれども、東三河広域連合管内には、現在介護療養型医療施設は何施設、また何床を残されているか。併せて来年 3 月までに介護医療院等への移行を完了できる見込みであるか伺います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

御質問の内容につきまして御回答をさせていただきます。東三河広域連合管内への施設が何施設残されているのかということでの御質問であります。令和 5 年 12 月現在、東三河広域連合管内であります。1 施設、22 床残されると確認しております。また 2024 年の 3 月までに医療院への移行を完了できるかということですが、東三河広域連合によりますと転換等を含めまして、検討中にあると聞いております。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

続いてお尋ねいたします。今回、介護療養型医療施設が廃止されます。介護療養型医療施設に入院されていた方の多くが介護医療院などに移ると考えられます。この廃止によって地域住民及び東三河広域連合の事務にどのような影響が生じると考えられるか伺います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

まず1点目でございますけども、東栄町内におきましては、介護療養型の医療施設が現在存在しておりませんので、地域住民の方への直接的な影響はないと考えております。また東三河広域連合によりますと、廃止に伴う事務により影響が出ないよう適切に対応していくと確認しております。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

はい、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

もう1点伺いたいと思います。本日この東三河広域連合規約の変更について、議案が12月議会の初日である本日に議案が上程され、質疑、討論、採決を一括して1日のうちに行うということになりました。27日の議会運営委員会で、その旨の提案が議会事務局からありました。法改正への対応のみだということでありましたので、私自身は特段の反対を述べなかったんですけども、後になって昨年12月議会で同様の議案が出された際には、委員会付託としていたことを確認しました。近隣の自治体においても、昨年の12月議会で同様に委員会付託としておりました。そのことを踏まえれば、やはり今回の議案についても委員会付託とし、質疑を深める機会を確保すべきだったと考えます。議会運営委員会の中では、議会事務局長から初日に議了したいという旨の申し出がありました。この初日に議了するということは、町からの要望であったのか。また町はどのような場合に議案を委員会付託することを省略したいと考えているのか。基準などありましたら併せて伺います。

議長（加藤彰男君）

この内容は議会運営上の内容ですから、執行部と質疑の関係ではないですね。

（浅尾もと子君「町から要望したものかどうかとお尋ねしてます。」の声あり）

議長（加藤彰男君）

あるかないかは、議会運営上は執行部が別に全てを決めるわけでないから議会運営委員会で決定したということです。

（浅尾もと子君「要望はなかったかということです。」の声あり）

議長（加藤彰男君）

何をもって要望なのかということが分からないんですけども。

3 番（浅尾もと子君）

すみません。質問がちょっと分かりにくかったようで申し訳ありません。議会事務局長が議会に初日議了を提案した際に、町からの意向があったものかどうかということをお尋ねしたかったんです。また町がこういった議案であれば委員会付託を省略して構わないとする基準、また考えがあれば教えていただきたいというお尋ねでございました。

議長（加藤彰男君）

今の内容は、議会運営上は議会運営委員会で、上程の議案等、議事日程内容、詳細を決めるわけです。そこで確認をしているわけですから、それ以上のものはないわけですね。

（浅尾もと子君「最初に要望があったかとお尋ねしてます。」の声あり）

議長（加藤彰男君）

要望があったかどうかって議会運営委員会の中における議論としてはそれがどうなのかわりうるけども、本会議において既に会期が始まっている段階において、それを戻って、議会運営委員会以前の問題について質疑をしても、それは議事としてなじまないと思うんですけど。

（浅尾もと子君「あったか、なかったかということが、なぜいけないんでしょうか。」の声あり）

議長（加藤彰男君）

質問としては合っていないですね。

（浅尾もと子君「要望ありませんでしたとお答えいただければ、それで構いませんよ。」の声あり）

議長（加藤彰男君）

基本的にこの議案についてです。質疑は議案についてですから。いいですか。

(浅尾もと子君「議案の提案方法についてです。」の声あり)

議長(加藤彰男君)

議案についての質疑です。上程されているわけですから、この議案について3回の中で質問をするということです。よろしいですか。

(浅尾もと子君「質疑は認めないということですね。」の声あり)

議長(加藤彰男君)

質疑を認めないでなく執行部で答弁できないわけですから、知る必要がないわけで聞けばいいということですね。どうですか。

執行部のコメントはありませんということですね。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第60号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第61号 -----

議長(加藤彰男君)

次に日程第8、議案第61号「令和5年度東栄町一般会計補正予算第8号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長(伊藤克明君)

それでは予算書の1ページをお願いいたします。議案第61号 令和5年度東栄町一般会計補正予算第8号について。続いて2ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,391万3千円を増額し、予算総額を38億6,490万9千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。10ページをお開きください。2款1項8目とうえい健康の館施設費10節修繕料は、誘導灯のLEDランプ及びバッテリーを交換するものです。2項1目税務総務費10節印刷製本費は、コンビニ収納開始に伴い再発行納付書を作成するものです。3項1目戸籍住民基本台帳費12節コンピューター等保守点検委託料は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記に対応するため

に住基システム等の改修を行うものです。3款1項1目社会福祉総務費11節郵便料は実績見込みにより追加するものです。3目障害者福祉費12節障害者相談支援事業委託料及び障害基幹相談センター業務委託料は、福祉サービス事業に対する消費税は従来非課税として取り扱ってきましたが、相談業務については課税という方針が示されたため、それぞれの消費税分を追加するものです。12ページ、障害自立支援給付支払システム改修委託料は、障害福祉サービス等の報酬改定に対応するものです。19節障害者自立支援給付費は、実績見込みにより追加するものです。22節地域生活支援事業補助金返還金は、令和4年度の事業精算に係る県補助金を返還するものです。4目老人福祉費18節集会施設老人憩の家改修事業は、布川老人いこいの家 布川荘の屋根の改修に対する補助金です。5目母子福祉費、19節母子医療費は、実績見込みにより追加するものです。8目食生活支援センター活動費、10節光熱水費は、実績見込みによる追加。11節手数料と13節北設情報ネットワーク利用料は、12月から愛知東農協に業務を委託するにあたりインターネット回線が必要なため追加するものです。2項1目児童福祉総務費11節手数料は、子供医療費審査支払手数料を実績見込みにより追加するものです。22節子ども子育て支援交付金返還金は、令和4年度の精算により国県の交付金を返還するものです。2目保育園費10節修繕料は、既定の修繕料に不足が生ずる見込みであることから追加するものです。14ページ、4款1項3目新型コロナウイルスワクチン接種対策費12節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料は、秋開始の追加接種に対応するための印刷業務と健康管理システムの改修業務にかかるものです。22節新型コロナウイルスワクチン補助金返還金は、令和4年度事業の精算に係る国庫補助金及び負担金を返還するものです。4目環境衛生費27節は、簡易水道特別会計の補正により追加するものです。5款1項6目千代姫荘施設費は、実績見込みにより追加及び減額するものです。2項2目林業振興費12節有害鳥獣駆除委託料は、実績見込みにより追加するものです。16ページ、5目森林環境費は、本年度の森林環境譲与税の額が決定したことから減額し、基金繰入金をその不足分に充当するものです。6款1項3目観光費10節修繕料は、奈根公衆トイレ周辺の舗装修繕等を追加するものです。5目温泉施設費10節修繕料は、機械器具等の修繕に対応するために追加するものです。9款2項1目学校管理費10節消耗品費は、タブレット端末の耐衝撃フラップケースとガラスフィルムを購入するものです。12節自動輸送運転業務委託料は、実績見込みにより追加するものです。18ページ、3項1目学校管理費10節光熱水費と12節生徒輸送運転業務委託料は、実績見込みにより追加するものです。3目学校施設整備費10節修繕料は、中学校の小荷物専用昇降機について経年劣化により動作の不具合が生じているため、制御盤の内部の部品を取り替えるものです。17節学校備品購入費は、学校検診用のスタンド式デジタル体重計と感染症予防対策としての二酸化炭素モニターを購入するものです。11款1項は、利率見直し方式を採用している長期借上の利率変更により1目元金を減額し、2目利子を追加するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。1款1項市町村民税、2項固定資産税については、歳入見込みにより増減するものです。2款3項1目森林環境譲与税は、本年度の額が決定したことにより減額するものです。10款1項1目地方交付税1節普通交付税は、今回の補正の財源調整により追加するものです。13款1項4目農林水産

業費使用料 1 節千代姫荘使用料は、歳入見込額を追加するものです。6 ページ、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金及び 15 款 1 項 1 目民生費県負担金の障害者自立支援給付費等負担金は、障害者自立支援給付費に充てられるものです。障害者総合支援事業費補助金は、障害者自立支援給付支払システムの改修に充てられるものです。2 目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、秋開始のワクチン接種事業等に充てられるものです。2 項 1 目総務費国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金は、住基システム等改修に充てられるものです。5 目教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金は、二酸化炭素モニター購入に充てられるものです。15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金の鳥獣被害防止総合対策事業費補助金は、有害鳥獣駆除委託料のうち、イノシシ駆除の上乗せ分として交付されるものです。18 款 1 項 4 目森づくり基金繰入金は、森林環境譲与税の増額分を補填するものです。19 款 1 項 1 目繰越金は、各種事業の精算に係る過年度分返還金に充てられるものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに、歳出全般について質疑ございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

補正予算説明書の 16 ページ教育費の中の 9 款 2 項 1 目の学校管理費の中で、消耗品費について伺いたいと思います。常任委員会で御答弁いただければと思いますが、今回は小学校のタブレット端末に対する衝撃を吸収するケースと保護フィルムを購入するというものでありました。児童生徒がタブレット端末を持ち帰って欠席した時に、自宅で授業を受けられるようになるというのを先日の小中学校への視察で拝見しまして、非常に活用されていると感じましたけれども、そういった中で、やっぱり心配になるのが破損ということがあります。破損したという事例が多くあったからの予算の追加ということかと理解しますが、その状況について伺いたいと思います。併せて保護者の負担について、常任委員会で関連としてお示しいただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

今の内容は、委員会でということですね。他にございますか。

（「なし」の声あり）

以上で歳出の質疑を終わります。

次に歳入全般についてお願いいたします。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 61 号を常任委員会に付託いたします。

議長（加藤彰男君）

次に日程第 9、議案第 62 号「令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

それでは補正予算書の 5 ページをお願いいたします。議案第 62 号 令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について。6 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 3,033 万 8 千円を追加し、予算総額を 4 億 6,732 万円とするものです。それでは、補正予算説明書で説明します。歳出から説明をいたします。補正予算書 26 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費です。これにつきましては、1 件当たりの費用額が高額になっていることによる給付費の不足が見込まれるため 2,392 万 3 千円を増額するものです。2 款 1 項 2 目一般被保険者療養費です。これにつきましては、補装具等が高額になっていることによる療養費の不足が見込まれるため 15 万 8 千円を増額するものです。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費です。これにつきましては 1 件あたりの費用額が高額になっていることによる高額療養費の不足が見込まれるため 625 万 7 千円を増額するものです。次に歳入です。24 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金です。これにつきましては、療養給付費等が交付金措置されるため 3,033 万 8 千円を増額するものです。国民健康保険特別会計補正予算については以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 62 号を常任委員会に付託いたします。

ここで 1 時間経ちましたので、11 時 10 分まで休憩といたします。11 時 10 分再開です。休憩といたします。

議長（加藤彰男君）

それでは再開いたします。

初めに町長から発言の訂正の申出がありますので、これを許します。

町長。

町長（村上孝治君）

御指摘いただきました私の議案大綱説明の中で、議案第 62 号の令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予ですが 333 万 8 千円の増額と言いましたが、御指摘いただいたと

おり 3,033 万 8 千円の増額補正でありましたので訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

----- 議案第 63 号 -----

議長（加藤彰男君）

では議事を続けます。次に日程第 10、議案第 63 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

それでは、東栄町簡易水道事業補正予算の説明をします。補正予算書の 1 ページを御覧ください。議案第 63 号 令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号について。次ページをお願いします。第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですが、第 1 款第 2 項営業外収益、補正予定額 166 万円。計 1 億 6,002 万円。支出ですけれども、第 1 款第 1 項営業費用、補正予定額 166 万円。計 1 億 9,442 万 9 千円。それでは補正予算説明書で説明します。まず支出から説明します。9 ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出ですけれども、2 款 1 項 1 目簡易水道管理費 166 万円の増額につきましては、国道 473 号下田地内の森下橋補修工事に伴い、橋梁添架配水管の劣化した保温材を更新するものと漏水工事等による不足見込みにより修繕を計上するものです。次に収入について説明します。8 ページをお願いします。1 款 2 項 2 目他会計補助金 166 万円の増額につきましては、歳出の補正に伴い一般会計から補填するものです。以上で簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 63 号を常任委員会に付託いたします。

----- 諮問議 1 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 11、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

候補者ですが、氏名、生年月日、住所の順に読み上げます。

岡田さとみ、昭和31年12月13生まれ、東栄町大字川角字林8番地1。

和合真由美、昭和29年10月2日、東栄町大字足込字東川合19番地。

原さき子、昭和33年1月7日、東栄町大字振草字下栗代弓場23番地。

山本貴子、昭和47年7月28日、東栄町大字振草上栗代仏地5番地。

任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。提案理由は、令和6年3月31日をもって亀山邦江、岡田さとみ、和合真由美、原さき子各委員が任期満了となるためです。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。なお、この議案の審議にあたり岡田議員から退席の申出がありますので、これを許します。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

佐々木委員。

2番（佐々木一也君）

3名ほど再任の方みえると思うんですけど、何期目かを教えてください。

議長（加藤彰男君）

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

再任の方については、全員2期目になります。

議長（加藤彰男君）

他によろしいですか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。本案は人事案件でありますので、討論は省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案のとおり4名を推薦することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

諮問第1号は、原案のとおり4名の推薦に同意することと決定いたしました。

ここで退席しています岡田議員へ自席戻るように伝えてください。

議事を続けます。

議長（加藤彰男君）

次に日程第 12、報告第 12 号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（青山章君）

報告第 12 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について。報告書を御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により報告します。内容は、令和 4 年度の点検評価でございます。この報告書は、第 6 次東栄町総合計画に上げた政策目標ごとに達成状況と今後の課題を点検評価することによって、翌年度以降の取り組みに生かすことを目的としており 10 月に開催した総合教育会議で承認されたものでございます。それでは、主な実施状況と課題を抜粋して説明いたします。5 ページを御覧ください。施策評価シートを御覧ください。基本施策 1 学校教育の項目です。「1 の 1 一人ひとりに応じたきめ細やかな教育の推進」です。保小中連携教育を具体化するために、コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会について方策を協議して、令和 6 年度の開設を予定しています。小学校では、アプリ「心の天気」を活用し児童の毎日の実態把握を行い、一人一人の毎日の心の状況を把握でき、児童理解、個別指導に大きな効果がありました。6 ページを御覧ください。「1 の 2 地・徳・体が調和した教育の推進」です。計画した中学生海外派遣事業が、コロナ感染症の影響で実施できず、国内での泊りを伴う語学研修とカナダの交流校とのオンライン交流で目的の達成を図りました。代替事業によって目的の一部は達成できました。渡航体験による成果には及びませんが、会話や交流の意欲を高め、技能の向上と達成感を感じることができました。7 ページを御覧ください。「1 の 5 小中学校の施設・設備の充実」臨時交付金を活用し、中学校のトイレを一部改修、また小学校へ大型空気清浄機を置くなど感染対策の充実につなかりました。次に 9 ページを御覧ください。施策評価シート、基本施策 2 家庭・地域による連携教育です。「2 の 1 家庭教育への支援」です。家庭での指導の指針となる具体的な目標について学校、保育園、保護者、地域が共有することをめざし、学校運営協議会の設置に向け計画作成ができました。また、保護者会、学校保健委員会等、個別懇談等に加え、引き続きスクールカウンセラーを継続配置し、保護者が必要に応じて相談できることができました。「2 の 2 子供の居場所づくり」です。診療所の開設に対応し、新橋前三差路の交通安全の促進を図りました。通学路交通安全対策連絡会を中心に、安全に登下校できるように各機関に働きかけ、警察の巡視、注意喚起の看板設置などによって、小学生が安全に登校できました。次に 11 ページを御覧ください。施策評価シート、基本施策 3 生涯学習生涯スポーツの項目です。まず「3 の 1 生涯学習の充実」です。コロナ感染症への対応しながら、18 の講座で延べ 80 回運営することができました。延べ 51 名のボランティア指導の方に活躍していただいておりますが、高齢化への対応と新たな人材発掘が引き続き必要です。「郷土巡りの会」が新たに発足し、積極

的に活動されました。戦争体験を聞き取り冊子にまとめ発刊、文化祭では町内の城址に関する調査結果とともに展示されました。「3の2 スポーツ活動の充実」です。名古屋グランパスサッカー教室、ドラゴンズ選手による野球教室、三遠ネオフェニックス選手によるバスケット教室を開催しました。子どもたちの技能や意欲を高めることができました。今後も多様な種目を経験できるような工夫をしたいと思います。次に13ページを御覧ください。施策評価シート、基本施策4 文化の保存と継承の項目です。「4の1 伝統文化の継承」です。コロナ感染症への対応や継承に向けての情報交換や共有のために3回目の花祭保存会長会を開催しました。国の補助金を有効活用し、5地区の花祭の道具や衣装の新調及び修繕ができました。こうした取り組みも各保存会における継承意欲のさらなる向上につながると考えております。15ページ以降は主要施策の成果報告書となります。主な点を抜粋して説明させていただきましたが、詳細につきましては、お手元の報告書のとりの点検評価でございます。なお、この点検評価報告書は、この後町ホームページで公表いたしますので、よろしくお願いいたします。以上報告終わります。

議長（加藤彰男君）

説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ただいま御報告のありました中でお尋ねしたいのは、まず小中学校におけるいじめ及び不登校の件でございます。14ページの人権尊重の推進という項では、いじめにつながる児童生徒の行動の早期発見と指導ができており、他者への思いやり、差別を許さない意識、命を大切にする心を育てることができた。それぞれの子供の状況を把握し、組織的に個に応じた対応ができたと書いてあります。全国でたくさんの事例が報じられておりますが、この東栄町でも小中学校の先生方が事例に対応されているということだと思います。また、5ページの施策評価シートの1の1には、得られた効果と今後の課題としまして児童生徒と個別に接することで状況を把握し、職員全員で指導の方向性を明確に共有して対応できた。不登校の解決、いじめの早期発見と正確な把握が課題であると書かれております。そこで、いじめ及び不登校の状況について、話せる範囲で教えていただきたいと思います。その件数や傾向、小中学校で行った対策について、個人情報に触れない範囲で伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

まず令和4年度の状況ですが、いじめの認知件数は小学校で53件、中学校で6件です。冷やかしかや、からかい、悪口やおどし、文句、嫌なことを言われる、仲間外れ、集団による

無視をされる。軽くぶつけられたり、たたかれたりするなどの理由が多数であります。対応としましては、アンケートや心のアプリによる早期発見、早期解決をモットーに個別面談や養護教諭やスクールカウンセラーなどの面談、また職員会議での情報共有など、きめ細かく対応しております。続いて不登校の状況です。令和4年度中に30日以上登校しなかった人数です。小学校で1人、中学校で5人です。対応としまして、本人との面談、保護者への働きかけ、スクールカウンセラーへの相談、面談、フリースクールへの案内、オンラインでの接触など個々の状況により、きめ細かく対応しております。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

御答弁いただきました。認知件数としてかなり大きな数字があると考えましたが、冷やかしかや、からかいといったことにでも、やはり丁寧に対応していくということが本当に重要だと思います。続いて8ページの子供の居場所づくりについて伺いたいと思います。ただいまの御答弁で、不登校の児童、生徒さんにフリースクールを案内していると書かれております。その件で伺いたいと思います。不登校の児童生徒数は全国で急増しております。30日以上1年間に学校を休んだ不登校の状態にある小中学生は、令和4年度全国で29万9,048人、愛知県内では2万775人といずれも過去最多を更新しております。一方、愛知県の資料によりますと、東栄町内には不登校の児童生徒の学びの継続や居場所となる教育支援センターですとか校内教育支援センター、また民間のフリースクール等はありません。しかし、児童生徒が東栄町から新城市が運営する教育支援センター「あすなろ教室」ですとか、豊川市や豊橋市などのフリースクールへ通うということは、地理的には容易でないと思われます。子供の居場所づくり、この中には記載がないんですけれども、町として教育支援センターや校内教育支援センターの設置に関する検討はないのか伺います。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

不登校のお子さんをサポートする教育支援センターにつきましては、現時点では検討しておりません。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

なかなか他の施設、新城市などへの教育支援センターに通うということは本当に難しいと思います。実際に学校に通うことができないという児童生徒がおられる中で、ぜひその子たちの居場所ということを町として検討していただきたいというふうに思います。最後に 7 ページの 6 の 1 高校への就学支援について伺います。令和 4 年度の実績、達成状況について、このように書いてます。高校生の通学の利便性を高めるよう配慮して、町営バスを運営した。また得られた効果と今後の課題には、ダイヤ変更や乗車方法の変更があったが、通学に不便を来さないバス運営ができたと書いてあります。昨年 11 月に町営バスの最終便、終バスを 1 時間近く繰り上げたという際に、影響をどのように考慮したのかということ伺いたと思います。またダイヤ改正後、高校生などを子供たちが、部活動や予備校、習い事などを制限することにつながっていないか町の認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

高校生の通学費の補助をしている教育課のほうには、特にはバスのダイヤ変更により、苦情、要望等は受け付けておりません。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、報告第 12 号を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

なお先ほどの議案第 60 号の件につきまして、浅尾議員からの 3 回の質問の 3 問目です。11 月 27 日に議会運営委員会において、浅尾議員も委員として参加する中で、議案や審議日程それから付託内容、そして陳情、請願等の扱い等を確認しております。それに基づいて、先ほど冒頭で議会運営委員長から報告があって、そしてこの本会議初日が進行しているという認識です。ですから、先ほど質問については議会運営委員会の際に出されるならば、その付託の方法等を含めて審議日程においては、議論として成り立つというふうに理解いたします。なお 3 問目については、執行部からコメントしないということでしたので 3 問目については、執行部の見解はコメントしないという内容です。それでよろしかったですか。執行部はコメントしないということで。しないということが回答だったということで。町長。

町長（村上孝治君）

まずこれは本会議で、委員会を通して審議内容に入っておりますので、その質問をすること自体がどうかということだと思います。それからせっかくある質問の中の審議内容、こ

の項目いわゆる東三河広域連合規約の変更についての本来質疑をされるべきではないかというふうに思います。ですから委員会の中での状況は、私どもこれが本会議の初日で議決をされるか、委員会付託をした後の本会議最終日にするかという状況は、その時に決めていただく状況だと思います。最後の二つの質問については、的確に浅尾議員に回答させていただいておりますし、その他の状況はなく、結局、最後採決されているわけでありますので、いかななものなのかというふうに私は思います。しっかり委員会の中で御協議を今回も議会運営委員会の中で決めていただければ、そのように従いたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

以上をもちまして、議事日程は終了いたしました。

次回は、日程に基づき、7日午前10時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。